

教育民生委員会記録

開会年月日	平成28年7月8日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時27分
出席委員名	◎藤原清史 ○楠木宏彦 上村和生 北村 勝
	辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 上田修一
	中村豊治
	中山裕司議長
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 北村 勝
担当書記	中野 諭
審査案件	議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算(第1号)
	議案第62号 伊勢市教育委員会委員定数条例の制定について
	議案第63号 伊勢市教育研究所条例の一部改正について
	議案第64号 伊勢市学校設置条例の一部改正について
	議案第65号 伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について
	議案第66号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第67号 伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の全部改正について
	議案第68号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第71号 豊浜・北浜統合中学校(仮称)整備に伴う調整池設置工事の請負契約について	
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、こども課長
	こども課副参事
	その他関係参与

審査結果並びに経過

藤原委員長開会を宣言し、会議録署名者に上村委員、北村委員を指名した。

直ちに議事に入り、去る7月4日の本会議において審査付託を受けた「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分」外8件を審査し、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定し閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

午前9時58分開会

◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は、委員長において上村委員、北村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る7月4日の本会議において、教育民生委員会に審査付託を受けました「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分」外8件であります。

案件名につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら、随時行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分】

◎藤原清史委員長

それでは、はじめに「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の14ページをお開きください。

14ページから15ページの款3 民生費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、款 3 民生費を終わります。

次に 18 ページをお開きください。

18 ページ 19 ページ、款 11 教育費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費を終わります。

以上で、「議案第 57 号中 教育民生委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 57 号 平成 28 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）中 教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 62 号 伊勢市教育委員会委員定数条例の制定について】

◎藤原清史委員長

次に条例等議案書の 19 ページをお開きください。

19 ページから 20 ページの「議案第 62 号 伊勢市教育委員会委員定数条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回教育委員会の委員についての、教育長、それから委員5名ということで新しく組織変更をされるわけでありまして。

以前の状況を見てみますと、委員さんですね、選出については、例えばですね、労働界とか医師会とか保護者会とか、何々会とかということですね、委員さんは決められておったわけですね。今回見てみますと、もちろん、首長がですね、議会の同意を得て任命するということになっておるわけでありまして、さらには人格が高潔で教育関係、学術関係及び文化関係、識見を有するものと、こういうぐあいになっておるわけでありまして。

以前については、先ほど申し上げたように労働界とか、そういうところから何か知らんけど、そういうような形で任命をされて、教育委員会というものは構成をされておったわけですけれども、そういう経過は今も残っておられるのですか。

◎藤原清史委員長

教育総務課長。

●濱口教育総務課長

教育委員のほうの選任の業界というのですか、労働界とかそういったことが残っておるかという御質問やと思います。

現在のところ、労働界のほうからも出していただいておりますし、それから医師会とか、そういったところからも出していただいておりますというのは現状でございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

今回、この1名増員されると、こういうようなことで今回条例が出ておるわけですが、実際にどのような形で選出をされるのか、ちょっとわかっておる範囲で教えていただきたいというぐあいに思います。

◎藤原清史委員長

教育総務課長。

●濱口教育総務課長

今回の条例案でお認めいただきましたら、今回のほうにつきましては、お認めいただきましたら人選のほうに入るということで、団体ということは今のところ想定はしておりません。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

もちろん、首長が議会の同意を得て任命するという事になっておるわけです。特に人格が高潔であると、教育関係、さらには学術関係、文化関係に識見を有するものと、こういうような形で整理をされておるんですけれども、そういう意味では非常に選出基準というのがですね、私は何かハードルが高いような気がするんですけれども、当然議会のほうで認められたら、そういうような形で任命をしていくと、こういうようなことなんですけれども。非常にそういう意味では教育委員会の組織としては、強化されるとこういうふう判断させていただいてよろしゅうございますか。

◎藤原清史委員長

教育事務部長。

●佐々木教育事務部長

新しい教育委員さん、1人増員をさせていただきたいという人選のあり方ということでございます。

今、私ども総務課長からも答弁させていただきましたし、委員からお話がありましたように、実は教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして、その中で委員の規定がございまして、それが今、中村委員おっしゃるとおり、人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有するものという大きな前提がございまして。

またその同じ中にですね、任命に当たっては政党であるとか、年齢、性別職業等に著しい偏りが生じないように配慮することということがございますので、さっき申し上げたような労働界ですとか、医師会ですとか、そういうようなところもバランスをとりながら、選任をさせていただいておるとというのが現状でございます。

そしてさらにもう1つ、私ども今考えておりますのは、今の委員さんの中には女性委員さんがお見えではない。ゼロのような状態です。今申し上げましたように性別についても配慮することということもございまして、この辺りも十分留意をしながらですね、人選をさせていただきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

今、部長のほうから御答弁いただいて了とさせていただきたいと思うんですけれども、幅広くですね、そういう意味では人選のお願いをしたいと、こんなことで終わります。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありますか。

品川委員。

○品川幸久委員

私もちょっと、協議会のほうでこの案件がでたときに少し申し上げたのですけれども、今事務部長が御答弁あった中に女性の登用ということがあったと思うんですけど。私も大事な反面ね、今回は1人の方を、教育長さんが兼任になったということで、できれば教育に携わる方ですね、協議会のほうでも今教育が非常に大事なところにきておるということでもありますのでね、できれば教育委員さんの中で教育について、喧々諤々とですね議論をしていただきたいというような思いがありますので、今、女性だけにこだわらずにですね、やはり学校のOBの方であるとか、いろいろな方を含めて、できれば教育に精通されておる方が今回やっぱり1人の欠員を埋めていただきたいなど、そんな思いがあるんですけど、そこら辺はどうでしょう。

◎藤原清史委員長

教育事務部長。

●佐々木教育事務部長

ありがとうございます。女性についてもということで、視点のほうとしては申し上げたところですが、その大前提としては、いわゆる教育、学術、文化に関して識見を有するものというのが大前提になりますので、おっしゃるとおりの部分の中で、ただ、教育の専門家かどうかは別にして、その辺りは十分考慮しながら、それから配慮すべきことについても視点を持ちながら人選を進めてまいりたい、このように考えております。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

先ほど言ったようにね、教育が大事なところに来ておるということを含めると、何も、僕が言うとするのは、今の教育委員さんが、そんなに一生懸命やっていないとか、そういうことはこれっぽっちも思ってないわけで。中で一生懸命議論もされとると思うんですけど、さらにそこを深めていただくためにはですね、やはり教育がしっかりしておられる方と、当局とですね、話ができるようなしっかりとした場も設けていただきたい、これだけ申し上げて終わっておきます。

◎藤原清史委員

他に御発言はございません。

辻委員。

○辻 孝記委員

少しだけ確認をさせてもらいたいと思います。

先ほども品川委員からも話ができました女性登用に関しましてのことで、先ほど部長のほ

うから、事務部長のほうから話があったように、今回はそういった形でやりたいというようなお話がありました。それ以前からですね、やっぱり女性登用に関しては、それぞれの基盤となる団体からはですね、しっかりとその辺のところを踏まえた上での人選を、推薦をしていただくような形を始めから取るべきだったんだろうというふうに私は思うのですが、そういった形での配慮というのはどういうふうに考えておられますか。

◎藤原清史委員長
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

今後の人選というところですね、委員仰せのとおり、偏りについては選任の際に、こちらのほうも留意していきたいというふうには思っております。

◎藤原清史委員
辻委員。

○辻 孝記委員

ですからね、思っているけどやっぱりバックボードになる団体であったり、その辺にですね、お話をしていかないとですね、なかなかそういうふうには変わらないと私は思っているんですね。それぞれの立場の中で推薦されてくるわけですので、その中で、例えば今度は女性の方を選んでくださいとか、そういった投げかけるということもひとつ大事な事かなというふうに思っているのですが、その辺のところひとつお聞きしたかったのですが。

◎藤原清史委員長
教育事務部長。

●佐々木教育事務部長

私ども団体のほうにお願いをする際には、繰り返しになるかもしれませんが、一番、教育、文化等に対して、その団体の中でふさわしいと思う方の御選任をお願いするというのが第一次前提です。

おっしゃるとおり、もうひとつの部分として、年齢であるとか、性別というものもございまして、そういったことも今後については、選任のときにいろいろとお話をさせていただきながら、選任いただけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

◎藤原清史委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

討論ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 62 号 伊勢市教育委員会委員定数条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 63 号 伊勢市教育研究所条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

続いて 21 ページをお開きください。

「議案第 63 号 伊勢市教育研究所条例の一部改正について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 63 号 伊勢市教育研究所条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 64 号 伊勢市学校設置条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

次に 24 ページをお開きください。

24 ページから 27 ページ「議案第 64 号 伊勢市学校設置条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 64 号 伊勢市学校設置条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 65 号 伊勢市 ハートプラザみその条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

次に 28 ページをお開きください。

28 ページから 33 ページ「議案第 65 号 伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 65 号 伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

【議案第 66 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

次に 34 ページをお開きください。

34 ページから 38 ページ「議案第 66 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

ちょっとお伺いします。

この条例改正案ですけれども、小規模保育事業 A 型というのと事業所内保育事業に関して、施設または設備の基準について変更するものなんですけれども、これ屋内と階段室の連結部分について、現行ではバルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓、若しくは排煙設備を有する付室、付いてる室と書くのですが、付室を通じて連絡するというふうになっているのですが、改正案ではですね、バルコニーまたは、単に付室とだけなっているんですね。

この間、政府がですね、待機児童解消に向けて緊急施策を発表して、基準緩和によって

受け入れ枠を拡大するなどの、基準緩和が行われているんですけども、当事者から見れば、これは質の低下を招きかねないといった不安もお聞きしております。

そこで、この今回の改正になんですけども、その基準緩和と何か関係があるのか。それとも単に、この改正はもともと建築基準法施行令の改正によるものだというふうになっているんですけども、単にそれだけにすぎないのか、その辺について、確認をお願いしたいと思うのですが。

◎藤原清史委員長

こども課長。

●藤原こども課長

家庭的保育事業等の設備及び運営につきまして、市が条例で基準を定めるにあたって参酌すべき基準とされております厚生労働省令が、建築基準法施行令の改正に伴い、改正されたものであります。

この建築基準法施行令の改正は、避難階段の構造につきまして、窓または排煙設備の設置を義務付ける仕様を定める方式から煙が階段室に流入することを有効に防止するという性能の実現を求める方式に改められたものでございまして、安全性が下がることを認めるような改正ではございません。

また、待機児童対策として受け入れ枠を拡大していこうと、そういった流れの改正ではないというものでございます。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 66 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 67 号 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の全部改正について】

◎藤原清史委員長

次に 39 ページをお開きください。

39 ページから 44 ページの「議案第 67 号 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の全部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

これ、障がい児の発達支援の施設が伊勢市では不足しているということで、おおぞら児童園に続く2つ目の子ども発達支援施設おひさま児童園、これを、御菌デイサービスセンターを廃止したあとに設置するというもんやと思うんですけども、この発達支援の施設が不足しているという、こういう現状認識なんですけれども、これについてですね、第4期障がい福祉計画策定にあたって行われたアンケート調査の中で見ることができるんですけども、その中で拝見しますとですね、障がいのある児童のうち、この調査時点で利用していたサービスが、児童発達支援が 54.9%、放課後等デイサービスが 63.4%、これ随分利用しているというふうに見えることができると思います。

それからまた今後利用したいサービスにつきましても、児童発達支援について 42.6%、放課後等デイサービス 56.4%、それぞれ利用したいと、考えているということでありませう。

それから今後充実させてほしい支援、どういうものかということなんですけれども、これについては、言語治療、理学療法、作業療法の機会、放課後の居場所、こういったことですね、やはり発達支援の施設が必要だというふうに数字の上からですね、見受けることができるんですけども、他に何か生の声のようなものはございますか。それについてちょっと伺いたいと思うんですが。

◎藤原清史委員長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

市民アンケート以外で生の声でどのようなものがあつたかというふうなことでございますが、先ほど理学療法に関する肢体不自由な方のリハビリを、津の草の実のほうに受けにいらっしやる御父兄の方 26 名にアンケートをさせていただきました。その中で市内にはそういったリハビリの訓練を受ける施設がないので、そういった施設がほしいといった御意見が 80%いただいたところでございます。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○楠木宏彦副委員長

ありがとうございます。

そこですね、現在あるおおぞら児童園なんですけれども、ここちょっと見せていただいたのですけれども、理学療法士、それから作業療法士などの専門家の方の体制がちょっと不安な感じがするんですけれども、今、そういう体制、現在、おおぞら児童園でどうなっているのか。今後新しく作られる児童園でのですね、体制の補強みたいなことをですね、それをどのように考えておられるのかについて、御説明をお願いしたいと思うんですが。

◎藤原清史委員長
こども課参事。

●戸上こども課副参事

おおぞら児童園におけます専門療育の体制についてお答えさせていただきます。

おおぞらのほうでは、まず理学療法士についてなんですけれども、現在おおぞら児童園のほうで御利用いただいている方につきましては、知的発達の遅れでありますとか、自閉的傾向、言葉の遅れなどの対応を主にしておりますので、理学療法士による機能回復訓練につきましては、県立の草の実リハビリテーションセンターのほうに委託しまして、年3回のみ実施しております。

おおぞら児童園の現状につきましては、理学療法につきましては施設的に余裕がなく、常時配置しての機能回復訓練の充実は今のところ困難な状況ではあります。

作業療法士のほうの配置につきましてはですけれども、現在は非常勤の作業療法士3名によりまして、週3回実施しております。おおぞらのほうにおけます保護者ニーズ、作業療法士の希望のほうは多いわけなんですけれども、現在も適切な療育が確保できるように努力をしているところでございます。

あと、専門療育のもうひとつにつきましては、言語聴覚士の配置のほうですけれども、こちらのほうも保護者のニーズとしては多いです。非常勤の言語聴覚士1名により、現在週2回実施しておるような状況でございます。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○楠木宏彦副委員長

人的配置がですね、やっぱりまだもう少し不十分な感じがしますもんですから、それから今度また新しく施設をふやすということになりますと、ますます厳しくなるという状況が想定されますので、その辺についても今後努力をされるようお願いしたいと思います。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 67 号 伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の全部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

【議案第 68 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

次に 45 ページをお開きください。

45 ページから 57 ページ「議案第 68 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 68 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 71 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う調整池設置工事の請負契約
について】**

◎藤原清史委員長

次に 64 ページをお開きください。

64 ページから 68 ページの「議案第 71 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う調整池設置工事の請負契約について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 71 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う調整池設置工事の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

本日、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

上記署名する。

平成28年 7 月 8 日

委 員 長

委 員

委 員